

**十日町市農地等利用最適化推進施策に関する
意見書**

令和7年 12 月

十日町市農業委員会

日頃より、十日町市の農業振興にご尽力をいただき感謝申し上げます。また、当農業委員会の活動につきましてもご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

近年では、情報通信（ICT）やデジタル技術による生活・産業改革の進展に加え、持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みなど環境負荷に配慮した資源循環型社会の構築が進められていることから、農業分野においても各種園芸栽培などで複合経営を目指した業態変更への試みも増えつつあり、経営発展の契機になることが期待されています。

一方で、農業を取り巻く現状は少子高齢化による担い手不足をはじめ、遊休農地の増加や鳥獣被害の拡大は収まらず、米価は「令和の米騒動」と連日マスコミが取り上げ、需要と供給のバランスの不安定さからか、昨年度来の高止まりの状況が続いております。

今年度も近年の恒常的な猛暑・渇水により収量及び品質低下が懸念されましたが、出穂期の降雨のおかげで何とか例年並みの作柄は維持できそうな見通しですが、世界的な情勢不安や気象変動による食料生産の不安定化に加え、資材高騰や施設・人件費の上昇などにより、依然農業経営は厳しい状況が続いています。

特に今年度は大幅な仮渡金の増額による所得の増加はあるものの、依然先行きが不透明な今後の米価や、経費負担の割合が年々増大し、設備投資や今後の農業経営継続への不安要因にもなっています。

こうした中、十日町市農業委員会では令和7年度からスタートした「地域計画」の実効性を高めるべく、「農地等の利用の最適化の推進」、「担い手への農地利用の集積・集約化」や「遊休農地の発生防止・解消のための農地パトロール」「農地の権利移動等に関する相談業務」などに努めていますが、前述のとおり農地集積が伸び悩み、遊休農地も増加傾向にあります。

このような状況をふまえ、農家や農地を守り、「儲かる農業」「農地利用の維持・継続」を実現するためにも、農地等利用最適化推進施策の着実な実施が必要であることから、本書に記した意見内容を関係機関から着実に実施していただきたく、ここに「農業委員会等に関する法律」第38条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和7年12月19日

十日町市長 関口 芳史 様

十日町市農業委員会会長 村山 隆義

令和8年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書

1. 担い手育成、農地利用の集積・集約対策

① 地域計画の推進

市・農業委員会・関係機関が連携しながら、地域での話し合いを進めることで、昨年度策定し令和7年度からスタートした「地域計画」の実効性を高めていくために、同計画を踏まえた農地利用最適化への支援継続により、各地域の農業経営や農地利用の将来像を明確にすることを要望します。

② 新規就農者等の担い手育成

農業者の高齢化、担い手不足のなかで、新規就農者の経営の安定のために、年齢にかかわらず、ハード、ソフト両面における市独自の支援継続と強化を図り、新規参入者の増加に資する施策の推進を要望します。

また、各地域における農地利用の将来を考えるうえで重要になる法人経営体の育成など、多様な担い手の確保に関する施策の推進を要望します。

③ 認定農業者への支援

認定農業者の継続的、安定的な農業経営のため、現在の各種支援制度を継続し利用促進を図ることを要望します。

また、地域計画における各地域の中心経営体としての活躍が期待されることから、認定農業者の農業機械等の更新に係る費用負担軽減策の充実など、市独自の支援制度の強化を要望します。

2. 中山間等地域対策

① 有害鳥獣対策の強化

中山間地域は、地理的条件の悪さに加え農業者の高齢化や担い手不足から、営農の継続、農地の維持が大変難しい状況です。さらにイノシシなどによる農作物被害の拡大は、営農意欲の減退など農山村に多大な影響を与えています。

このため、農地への侵入防止柵設置などのハード対策について、十分な予算措置のもと、地域の実態に応じて活用できるよう弾力的な支援を図るとともに、有害鳥獣対策の活動の中心となる猟友会への支援や狩猟免許取得者の増加策や、同対策に関する研修・講習会の開催といったソフト対策の強化を要望します。

② 山間地農家への支援

山間地等の条件不利地は農地の集積・集約化が難しく、加えて今後経営規模の縮小や離農する農家が増えるとともに、使わなくなる農地が大幅に増えることが懸念され、一層遊休農地化が進むことが予想されます。

山間地農地の保全対策として、これらを守るために努力している地域や農家に対し、棚田地域振興法における関連事業の有効活用や市独自の支援策を講じるよう要望します。

3. 農業経営等への支援対策

① 守るべき農地への支援

将来にわたり「守るべき農地」での耕作を継続できるよう、国や県による各種ほ場整備事業のほか、更新整備や保全管理など地域実態に即した事業の推進を要望します。

また昨今の災害級の猛暑による水不足における緊急的な補正予算対応により被害拡大の抑制に一定の効果が得られた経験から、今後も想定外の事象ではなく想定内の起こりうる事象と捉え、安定した水利確保に向けた当初予算の計上など、速やかな渇水化対策等への施策を講じていただきますよう要望します。

② 農業施設の整備、保守点検・維持管理等にかかる支援

とりわけ水稻栽培においては、貯水設備の整備等治水対策により水不足を招かないための対応が重要です。井戸ポンプをはじめ、水利にかかる施設等の日ごろの保守・点検は、昨今の災害級の猛暑を経験し多くの農業者がその重要性を痛感しているところ です。

一方でそれら保守点検にかかる費用は高額であり、使用不能になるまで放置しているケースも見受けられることから、それらにかかる助成ほか、よりきめ細やかな十日町市独自の支援を要望します。

③ 複合営農への支援

当市においても稲作振興と農業経営安定のための園芸作物等の振興が重要です。現在、ねぎ、かぼちゃ等の作物について産地化の推進に係る事業を展開されていますが、補助対象作物の拡大など一層の支援により農業収入向上策を図り、農業に魅力が感じられるよう、地域に合った農業施策の推進を要望します。

④ スマート農業機械導入への支援

スマート農業機械は、農作業の省力化、効率化による労働力不足への有効な対策となることが期待される一方で、導入にあたり高額な設備投資が懸念されることから、農業者への導入検討段階におけるサポートの充実を要望します。

⑤ 農業機械の導入・更新への支援強化

農業機械は決して安価なものではなく、新規就農、経営拡大や営農継続を検討する上で、その費用負担が大きな課題となっています。機械の導入・更新時の選択肢を増やすことは、この課題解決において重要な支援となるため、他市でも実施の新規購入機械への大幅助成の検討、中古機械に対する補助要件の緩和を要望します。

⑥ 各種支援制度の周知方法の見直し

各種支援制度が農業者へ伝わっていない現状があります。これらの制度は毎年、追加・削除・採択要件など変更も多いことから、農業者に最新の各種支援制度の種類、内容等が的確に行き届くよう、また農業者が手軽にそれら支援制度の情報を入手できるよう、適宜、農事連絡員等を介して周知するなどの検討を要望します。

4. その他

① 農業委員会事務局の体制強化

農地利用の最適化の推進が必須業務として位置付けられて以降、農地中間管理事業の農林公社からの業務委託化や地域計画の遂行などにより、農業委員会事務局の業務が増加、複雑化しています。

については、農業委員会活動が円滑に行えるよう、農業委員会等に関する法律第 26 条に基づき、業務に必要な知識及び経験を有する職員の確保や他部局との連絡・調整が円滑に行えるなど、事務局体制の強化へ協力されることを要望します。